

厚生労働省発基安 0906 第 2 号

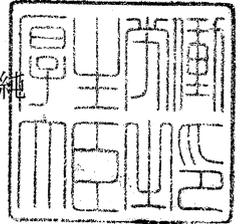
平成 28 年 9 月 6 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣臨時代理

国务大臣 松本 純



別紙「ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

一 ボイラーの運転の状態に係る異常があつた場合に当該ボイラーを安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定める技術上の指針に適合していると所轄労働基準監督署長が認定したものを備えたボイラーについては、水面測定装置の機能の点検の頻度を、一日に一回以上必要であるところ、三日に一回以上とすることができることとする。

二 一の所轄労働基準監督署長の認定を受けようとする者は、適合自動制御ボイラー認定申請書に、当該申請に係る自動制御装置が一の厚生労働大臣が定める技術上の指針に適合していることを厚生労働大臣の登録を受けた者が証明した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととする。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

一 第一の二の厚生労働大臣の登録を受けて適合性の証明を行う登録適合性証明機関に関して、登録の方法、登録基準、実施義務、業務規程、適合命令及び改善命令、登録の取消し等必要な規定の整備を行うこと。

二 厚生労働大臣の指定を受けて、外国で製造されたボイラー等の構造が厚生労働大臣の定める基準に適合していることを明らかにする書面の作成を行う指定外国検査機関に関して、指定の方法、指定基準、実施義務、業務規程、適合請求及び改善請求、指定の取消し等必要な規定の整備を行うこと。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、一部を除き、平成二十九年四月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。